

辺野古の代執行 自治の侵害を許すのか

自治体の権限を奪う「代執行」に今の制度下で初めて道を開く判断としては、あつけない判決だ。国の言い分通りの内容が続く。今回、法廷での審理は1日で終わっていた以上もあり、代執行の是非をじりじりと実質的に検討したのか、疑問が拭えない。

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設を巡り、国が県に代わり防衛省の地盤改良工事の申請を承認する代執行に向かって起きた訴訟で、福岡高裁那覇支部は国を勝訴させた。

最高裁判決が出た以上、県はそれに従うべきだ——。突き詰めればその論理をもとに、県の主張を退けた。理解に苦しむのは「公権」のどちらかだ。

地方自治法は代執行の要件として「放置すると著しく公益を害かる」といふとある。「放置すると著しく公益を害かる」といふとある。

人の生命・身体に大きく関わる普天間の危険性除去が大幅に遅れるもし、「社会公共の利益を害する」と述べた。県民の民意や環境への負荷など幅広く公益を考えるべきだといふ県側の主張に対しても、「心情は十分に理解できる」としつつも、法律論としては「当然に考慮しらるものとは言ひ難い」と退けた。

一連の辺野古訴訟に通じては、もう一つの争点の「代執行以外の方法」では正できるかどうかについても、県が求めねばならぬのが「対話による解決を望むと「付言」した。

「県民の心情に寄り添った政策実現」を求める対話をによる解決を望むと「付言」したのは、なせいの考え方から「生きた法解釈」を展開しなかつたのか、疑問は残る。だが、主文で代執行を認めながら、正反対の趣旨で判決理由を結んだのは話し合いでによる解決策に当たらないと退けた。

訴訟で浮き彫りになったのは、地方と国が対立した時に、国が一方的に国策を押し付ける危うさだ。地方自治法

が代執行の要件を厳しく定めているのは、国と自治体が「対等・協力」の関係で、地方自治が憲法で保障されている以上を踏まえたからだ。自治体の権限を国が奪うといつても、最終的な介入手段には、謙抑的でなければならない。

判決は最後に、国と県の間で訴訟が繰り返される事態は相当とは言い難いとし、国に「県民の心情に寄り添った政策実現」を求める対話による解決を望むと「付言」した。この部分こそ問題の本質で、なせいの考え方から「生きた法解釈」を展開しなかつたのか、疑問は残る。だが、主文で代執行を認めながら、正反対の趣旨で判決理由を結んだのは話し合いでによる解決策に当たらないと退けた。

辺野古を「唯一の解決策」として、自治権を一方的に奪いつつまで進めるのが本当に適切か。国は再考すべきだ。